

2014年4月22日

食品安全委員会事務局に強く抗議するとともに、
トランス脂肪酸の表示義務化を要求します

主婦連合会
会長 山根香織

食品安全委員会事務局は、4月15日付け同委員会ホームページにおいて、内閣府消費者委員会食品表示部会栄養表示に関する調査会に3月12日提出された立石幸一委員の「意見書」を取り上げ、トランス脂肪酸についての同「意見書」は、「消費者を始めとした国民に」「誤った情報を与えるもの」であり、「極めて遺憾である」とする見解を発表しました。

その見解の内容以前の問題として、政府機関である食品安全委員会事務局が、消費者委員会食品表示部会の一委員に対し、同委員が検討に資するために消費者委員会調査会に提出した「意見書」を遡上にのせ、本人に確認することもなく、また、事前の連絡・協議もなく、突如としてホームページで同委員の名前を挙げて「極めて遺憾である」と表明したことは、極めて異例であり、驚くべきことです。

主婦連合会は、今回の食品安全委員会事務局の発表は、同事務局が、科学的・中立的姿勢とはかけ離れた意思をもって、個人的見解を封殺するのと同等の行為をなしたものであり、極めて遺憾であると判断し、食品安全委員会に対し強く抗議します。

そもそも、立石委員の「意見書」は、食品安全委員会がトランス脂肪酸の「健康影響評価結果」において指摘した今後の留意事項について、その後、国によって具体的施策検討及びその進展が見られないことを問題認識の出発点としてまとめられたものであり、消費者が求める表示について事態の進展と消費者行政の推進を促す極めて重要な「意見書」と位置付けられるものと考えます。

この観点から主婦連合会では、今回の食品安全委員会事務局発表について、次のような意見を表明するとともに、トランス脂肪酸についての表示義務化を求めます。

- 政府機関である食品安全委員会事務局による立石幸一委員への「意見書」に対する今回の突然の対応、その取り扱い手続きは、個人的意見を封殺するものであり、強く抗議します

- 立石委員の「意見書」は、食品安全委員会のトランス脂肪酸に関する「健康影響評価結果」を踏まえ、今後の課題として同評価書で指摘されている「脂質に偏った食事をしている個人においては摂取量のエネルギー比が1%を超えていることがある」「トランス脂肪酸はできるだけ摂取を少なくすることが望まれる」「栄養バランスの良い食事を心がける」などの点について「今後も留意が必要」と記載されていることを重視し、それら留意事項の具体的施策実施への必要性を、検討過程で提出されたデータと検討議事録をもとに、新たに立石委員が独自にまとめたものであると主婦連合会では認識しています。従って、「(引用した部分が) 評価書の内容とは全く異なるものである」とし、評価書の結論と合致していないと示唆する食品安全委員会事務局の指摘は正確ではありません。

- 食品安全委員会は、「評価書結果」と立石委員の「意見書」との齟齬(そご)を強調し、「適切でない」「評価書にはそのような記載はない」とし、「評価書の一部の文章を任意につなぎ合わせている」「評価書にない表やグラフを記載している」「抜粋と記載することが適切でないものが数多く含まれている」とし、あたかも立石委員の「意見書」が捏造されたものであるかのように説明しています。しかし、繰り返しになりますが、同「意見書」は、立石委員が食品安全委員会の評価書の紹介に示してあるデータを再検討し、自らの意見を評価書の結果を踏まえた上でまとめた「意見書」として提示されたものです。

- 実際、立石委員の「意見書」は、評価書に記載された「結果」だけに依拠する姿勢ではないことは同「意見書」にも記載されています。そこには、「評価書および専門調査会の議事録を確認したところ、極めて重大な健康リスクについての警告が発せられ、議論の中では表示の必要性についても言及されている」とし、その議事録部分を紹介しています。そして「重大な健康リスク」を示す論拠をデータの中に求め、それを紹介するという正当な健康リスク回避の姿勢で貫かれています。

- 同「意見書」の最も大きな特徴は、食品安全委員会の「健康影響評価結果」がトランス脂肪酸の摂取量について「日本人の大多数がWHOの勧告（目標基準）であるエネルギー比の1%未満」であることから「通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる」と結論づけていることについて、「トランス脂肪酸に関する情報は多くの一般の消費者には知らされておらず、摂取を控えることが望ましいとされる多数の消費者が存在するにも係わらず、商品選択できない状況にある」とし、前述で示した評価書の「今後の留意すべき点」について、データをもとに独自に作成した図表やグラフを用いて記述していることです。その上で、「若者の食が欧米化されて久しい」中、また、「平均的でない消費者が大勢いる」中で、「将来にわたる国民の健康リスクの大きさ」などから、トランス脂肪酸の表示の必要性を提案している点です。

- このような視点と姿勢でまとめられた「意見書」に対し、食品安全委員会がなぜ引用が「適切ではない」「評価書には記載はない」「評価書にはない文言が加筆されている」「評価書の内容とは全く異なる」「誤った情報」などとして、「極めて遺憾」とする行政文書としては最大限ののしりのような言葉で抗議するのでしょうか。食品安全委員会事務局は「トランス脂肪酸については科学的評価は終了している」として、評価書が提示した「今後の留意点」にも留意しようとしていません。その姿勢と、立石委員の「意見書」とでは、どちらが科学的視点から今後の課題に対応しようとしているか、明らかであると主婦連合会は考えます。

- 1月開催の食品安全委員会企画等専門調査会において、トランス脂肪酸については「日本人の食事摂取基準 2015 版」（3/28 公表）において最新の知見を収集し対応すると説明され、それらに注視し適切な方策をとることを求めましたが、どのように対応されたのでしょうか。脂質に偏った食事を摂る人が多くいる現状を鑑みれば、トランス脂肪酸は義務化対象項目として十分な検討が尽くされるべきです。主婦連合会は、トランス脂肪酸の規制が進む諸外国と同様に、日本においてもトランス脂肪酸の表示義務化が必要と考え、関係省庁に対し、その実現を要求します。

以上